

令和8年度農作業安全に関する研修ガイドライン

1 趣旨・目標

「農作業安全に関する研修」の実施を通じて、農業者の農作業安全に関する知識の向上を図るものとする。

令和6年の農作業死亡事故において、高温期における事故が急増したことを踏まえ、熱中症等対策研修強化期間については例年より1か月前倒し、より多くの農業者に早い段階から正しい安全知識を備えてもらい、正しい熱中症等対策を講じるよう促進する。

2 研修の種類

- (1) 熱中症等対策研修
- (2) 農業機械作業研修
- (3) 未熟練者向け安全研修

3 実施主体

都道府県段階及び地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成組織（当該推進組織が未だ設置されていない場合は、行政機関、生産者団体又は農業機械の製造・販売業者等の個別機関）が実施することを基本とする。

4 開催方法

2で示した研修を行う研修会を単独で開催する方法に加え、農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等にこれらの研修の要素を付加した形式で開催する方法など、地域の実情に応じて実施するものとする。

5 講師

原則として、講師は（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修又は農林水産研修所つくば館が実施している研修を受講した「農作業安全に関する指導者（以下「指導者」という。）」とする。ただし、熱中症等対策研修については、農林水産研修所つくば館が実施している地方自治体や農業者団体の担当者等を対象とした熱中症対策研修を受講した者も講師として積極的に活用する。

6 指導者と研修とのマッチング

指導者による研修の拡大に向け、以下の手順を参考に指導者と研修のマッチングを行う。前段として都道府県担当課が中心となって都道府県段階の関係機関と協議し、とりまとめを行う機関（以下「とりまとめ機関」という。）を決定する。

- (1) とりまとめ機関は、都道府県内の指導者の情報を整理した「指導者リスト」(参考様式1)を作成し、都道府県内の関係機関と共有する。
- (2) 関係機関は、自ら主催する会議等のうち、農作業安全に関する研修を行う会議等を記入した「研修会リスト(参考様式2)」を作成し、「指導者リスト」から選定した指導者に研修への参加を打診し、参加の承諾が得られた場合は、当該指導者と研修内や所要時間等の調整を行う。
- (3) 関係機関は、(2)で作成した「研修会リスト」をとりまとめ機関に報告する。その際、指導者が手当てできなかった場合も「研修会リスト」に指導者を募集中であることを記入して報告することで、他の指導者からの申出を受けやすくなるようにする。
- (4) とりまとめ機関は、関係機関から報告のあった「研修会リスト」に記載されている研修のうち、関係機関の了解が得られたものについて、とりまとめ機関のホームページ等に公表し、農業者の参加を促す。
- (5) とりまとめ機関が中心となって、年度末までに、研修会リストに掲載すべき会議等の拡大方策、指導者が手当てできなかった会議等の要因と改善策などを整理し、関係機関と共有する。
※「指導者リスト」及び「研修会リスト」の更新は、四半期ごとなど都道府県の実情に応じて設定。

7 研修内容等

(1) 熱中症等対策研修

- ① 全ての農業者を対象に、熱中症等対策に関する安全知識を習得してもらうための研修として実施し、以下の研修資材を活用することを基本としつつ、必要に応じて現場の実状に即した内容を加える。

<研修資材>

令和8年度「熱中症等対策研修テキスト」・「熱中症対策パンフレット」
「熱中症対策クイズ」(以下のリンク先にて近日公開予定)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html

当該資料を活用する場合には、資料の最後に記載されているQRコードからアンケート行っている旨を説明すること。

必要に応じて、以下のリンク先に掲載されている熱中症対策に関する啓発資料・研修コンテンツ等も活用すること。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ① 農作業中の熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症対策研修の受講人数が多い都道府県は、熱中症による死亡事故が増えていない傾向がある(別添

1 参照)。このため、できるだけ多くの農業者に対して熱中症対策や予防について注意喚起できるよう、農業者向けの各種会議の場等を活用して研修を実施するなどにより、受講人数や実施回数を令和7年度よりも増やすよう努める。また、研修の実施に際しては、以下の内容を含める等により研修の充実を図ること。

- ア 熱中症の危険性（死亡するリスクがあること、農作業中の熱中症事故が増加していること）
- イ 熱中症対策アイテムの積極的な活用
- ウ 農業経営にスマート農業技術や農業支援サービス、農作物の高温対策を組み込んで熱中症等のリスクを低減する栽培方式である「ホワイト生産方式」への転換及び関連する支援策の周知
- エ 熱中症発症時、重篤化を防止するために必要な応急措置
- オ 「夏の熱中症等対策研修強化期間（7月～9月）」における家族間や農業者同士での注意喚起の声かけの促進
- カ 高温期においては、熱中症以外の事故（草刈作業、高所作業、温室内作業等）が増加していることの周知

（2）農業機械作業研修

全ての農業者を対象に、農業機械作業に関する安全知識等を修得してもらうための研修として実施しつつ、以下の研修資材を活用することを基本とし、必要に応じて現場の実状に即した内容を加える。

<研修資材>

令和8年度「農業機械作業研修 研修資材」

（以下のリンク先にて秋頃に掲載予定であり、それまでの間に研修を実施する場合は、令和7年度資料を活用）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html

当該資料を活用する場合には、資料の最後に記載されているQRコードからアンケート行っている旨を説明すること。

また、必要に応じて、以下のリンク先に掲載されている農作業安全に関する資料を活用すること。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryo.html

② 本研修については、農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉え、安全意識を向上させることが重要となるため、以下について留意すること。

- ア 事故事例を踏まえた説明をする（県内、地域内の事例があればより効果が期待できる）。

- イ 事故の内容とその対策を分かりやすく説明する。
- ウ 受講後に農業者が行うべき行動を具体的に説明する。
- エ 労働安全や公道走行時に遵守すべき義務について具体的に説明する。

③ 農作業死亡事故者数が増加傾向にある中、農作業安全に関する研修の受講人数が多い都道府県は、農作業死亡事故者数が増えていない傾向がある（別添1参照）。このため、できるだけ多くの農業者に向けて、農業機械作業に係る事故の削減に向けた注意喚起ができるよう、農業者向けの各種会議の場等を活用して研修を実施するなどにより、受講人数や実施回数を令和7年度よりも増やすよう努める。また、研修の実施に際しては、以下の内容を含める等により研修の充実を図ること。

ア 受講人数の拡大

地域の農業者の関心事項など、「アンケート等を通じた研修ニーズの把握」や参加しづらい農業者向けの「オンライン研修の実践」などにより、研修への関心を高めることや、研修受講人数拡大に向けて実施。

イ 集中力の向上

受講者の集中力向上のため、「地域の事件事例、改善事例の引用」や「品目等に応じた研修・啓発内容のカスタマイズ」の実施やその他の手法により、研修受講者が「自分ごと」として捉えやすい研修を実施。

ウ 研修手法の高度化

農業機械作業研修が「講義を聴く」だけに止まらず、自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す「対話型研修の実施」や、「農業機械を用いた研修の実施」、その他の手法により、実践的な知識や技能の習得に向けた研修を実施。

(3) 未熟練者向け安全研修

労働者における農作業事故の発生割合が高い経験期間が3年以下の農業者（労働者以外の農業者を含む。）を主な対象とした専用研修「以下、未熟練者向け安全研修という」

① 以下に定める研修資材を活用することを基本とし、未熟練者が作業場の実状に即した農作業安全に関する知識の習得を図るものとする。

<研修資材>

労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html

尚、必要に応じて、以下のリンク先に掲載されている農作業安全に関する資料を活用すること。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryo.html

- ② 農業の知識が少ない受講者が多い場合は、平易な用語を使用するとともに、多くの情報を詰め込み過ぎないように留意すること。

(4) 共通留意事項

- ① 研修の実施に際しては、令和7年度にとりまとめた各都道府県の優良事例（別添2）等を参考に、研修の充実を図ること。
- ② 本研修の受講は、補助金等の受給要件である「農林水産省の全補助事業等における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）」チェックシートの「正しい知識に基づく作業安全に努める」に該当する研修の一つとして位置づけられていることを説明すること。
- ③ 研修実施主体は、受講者の求めに応じて、受講証明書（参考様式3）を発行すること。

8 強化期間

熱中症等対策研修については、令和8年4月1日～6月30日を研修を集中的に実施する強化期間として設定するが、各地域の営農形態や既存の対策期間などに応じて期間を変更することを妨げない。農業機械作業研修及び未熟練者向け安全研修については、強化期間は設けず、地域の営農形態に応じて研修を実施しやすい時期に実施する。